

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 4 号

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市税条例施行規則（平成 1 2 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 2 9 8 条」を「第 2 9 8 条第 2 項」に、「第 3 5 3 条」を「第 3 5 3 条第 3 項」に、「第 4 4 8 条」を「第 4 4 6 条第 2 項」に、「第 4 7 0 条」を「第 4 7 0 条第 5 項」に、「第 5 2 5 条」を「第 5 2 5 条第 3 項」に、「第 5 8 8 条」を「第 5 8 8 条第 3 項」に、「第 1 4 7 条」を「第 1 4 7 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「市税用納付書」を「納付書」に改め、同条第 1 3 号中「、第 2 項及び第 3 項」を「から第 3 項まで」に改め、同条中第 1 3 号の 2 から第 3 8 号までを削り、同条に次の 3 4 号を加える。

(14) 徴収猶予期間延長申請書（法第 1 5 条第 4 項及び第 5 項） 第 1 4 号様式

(15) 換価の猶予申請書（法第 1 5 条の 6 第 1 項） 第 1 5 号様式

(16) 換価の猶予期間延長申請書（法第 1 5 条の 6 第 3 項） 第 1 6 号様式

(17) 納税義務消滅通知書（法第 1 5 条の 7 第 4 項及び第 5 項並びに第 1 8 条） 第 1 7 号様式

(18) 保全担保提供命令書（法第 1 6 条の 3 第 1 項） 第 1 8 号様式

(19) 保全担保に係る抵当権設定通知書（法第 1 6 条の 3 第 4 項） 第 1 9 号様式

(20) 保全差押金額決定通知書（法第 1 6 条の 4 第 2 項） 第 2 0 号様式

(21) 保全差押に係る市税交付要求書（法第 1 6 条の 4 第 9 項） 第 2 1 号様式

(22) 保全差押に係る市税交付要求通知書（法第 1 6 条の 4 第 9 項） 第 2 2 号様式

(23) 還付通知書（法第 1 7 条及び第 1 7 条の 2 第 5 項） 第 2 3 号様式

(24) 還付金口座振込依頼書（請求書）（法第 1 7 条） 第 2 4 号様式

(25) 納税証明書交付申請書（法第 2 0 条の 1 0） 第 2 5 号様式

(26) 督促状（法第 3 2 9 条第 1 項、第 3 3 5 条第 1 項、第 3 7 1 条第 1 項、第 4 5 8 条第 1 項、第 4 8 5 条第 1 項、第 5 3 9 条第 1 項及び第 6 1 1 条第 1 項） 第 2 6 号様式又は第 2 7 号様式

(27) 納税管理人申告書（法第 3 0 0 条第 1 項、第 3 5 5 条第 1 項、第 5 2 7

- 条第1項及び第590条第1項) 第28号様式
- (28) 市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書 (条例第41条)
第29号様式
- (29) 法人設立 (支店等の設置) 申告書 (条例第36条の2第9項) 第30号様式
- (30) 法人市民税更正・決定通知書 (法第321条の11第4項) 第31号様式
- (31) 固定資産課税台帳登録通知書 (条例第54条第4項及び第5項) 第32号様式
- (32) 固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 納税通知書 (条例第69条) 第33号様式
- (33) 固定資産評価員証 (法第353条第3項) 第34号様式
- (34) 固定資産評価補助員証 (法第353条第3項) 第35号様式
- (35) 固定資産現所有者申告書 (条例第74条の3) 第36号様式
- (36) 地籍図 (条例第73条) 登記された各筆の土地について、その形状及び位置関係を明らかにした図面
- (37) 土地使用図 (条例第73条) 土地の使用状況について、その用途区分を明らかにした図面
- (38) 土壌分類図 (条例第73条) 農地としての土壌の種類を土質等に応じて明らかにした図面
- (39) 家屋見取図 (条例第73条) 家屋の間取り等を平面図で階ごとに明らかにした図面
- (40) 固定資産売買記録簿 (条例第73条) 総務大臣の定める標準様式
- (41) 軽自動車税納税通知書 (法第451条第2項) 第37号様式又は第38号様式
- (42) 原動機付自転車標識 (条例第91条第4項) 第39号様式、第40号様式又は第41号様式
- (43) 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書 (条例第91条第4項) 第42号様式
- (44) 身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書 (条例第90条第2項) 第43号様式
- (45) 軽自動車税納税証明書 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第97条の2第1項) 第44号様式
- (46) 釧産税納付申告書 (条例第105条) 第45号様式
- (47) 釧産税更正 (決定) 通知書 (法第533条第4項、第536条第7項及

び第 5 3 7 条第 5 項) 第 4 6 号様式

第 5 条第 4 号中「前条第 1 5 号」を「前条第 1 8 号」に改める。

第 1 号様式から第 3 8 号様式までを削り、附則の次に次の 4 6 様式を加える。

第 1 号様式（第 4 条関係）

(表)

第 号

徴 税 吏 員 証

写真

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、徴税吏員であることを証する。

交付年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

香芝市長

印

9cm

6cm

(裏)

1 市税の賦課徴収に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。

2 関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 本証は、この任を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第 2 号様式（第 4 条関係）

(表)

第号

市税犯則事件調査吏員証

写真

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、市税犯則事件調査吏員であることを証する。

交付年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

香芝市長

印

6cm

9cm

(裏)

1 市税に関する犯則事件に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。

2 関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 本証は、この任を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第3号様式（第4条関係）

相續人代表者指定届

年 月 日

香芝市長

相続人氏名 (名称)

相続人氏名 (名称)

相続人氏名 (名称)

相続人氏名 (名称)

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相 続 人 代 表 者	住 所（所在地）				
	氏 名（名 称）				
	個 人 番 号 （法人番号）				
	電 話 番 号				
被相続人	死 亡 時 の 住 所				
	氏 名				
	死 亡 年 月 日				
相 続 人	住 所 （ 所 在 地 ）	氏 名（名 称）	被相続人 との続柄	相 続 分	
摘 要					

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 

相続人代表者指定通知書

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 2 項の規定により通知します。

相 続 人 代 表 者	住 所（所在地）			
	氏 名（名 称）			
被相続人	死 亡 時 の 住 所			
	氏 名			
	死 亡 年 月 日			
相 続 人	住 所（所在地）	氏 名（名 称）	被相続人 との続柄	
指 定 理 由				

- （教示）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第 4 条関係）



納付書（納入済通知書）

加入者名		口座記号 番号		合計金額				円
収 納 機 関 番 号		納 付 番 号		確 認 番 号		納 付 区 分		
納期限		通知書番号		年度		期別		

税 額		円		円	領 収 日 付 印
		円	合計金額	円	
コ ン ビ ニ 等 収 納 用					
納付義務者名			指定期限		
			バーコード		
			使用期限		

取りまとめ行
取りまとめ店



納付書（原符）

加入者名	
口座記号番号	
税 額	円
	円
	円
合計金額	円
納付義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

領 収 日 付 印

金融機関保管・コンビニ等店舗控

※切り取らないでお出しください。



領収証書

下記のとおり徴収しました。

加入者名	
口座記号番号	
税 額	円
	円
	円
合計金額	円
納付義務者名	
通知書番号	
納期限	
指定期限	

領 収 日 付 印

納付者保管・収入印紙不要

※切り取らないでお出しください。

第 6 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 号
日

様

香芝市長 

納付（納入）通知書

あなたは、地方税法第 条第 項の規定により、次の納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、同人の滞納金額のうち、次の金額を納付（納入）しなければならないことになりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。

納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (所 在 地)							
			氏 名 (名 称)							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
あなたが納付（納入）すべき金額 円					納付（納入）の期限			納付（納入）の場所		
第 二 次 納 税 義 務 者 (保 証 債 務) を 負 う 根 拠 規 定										
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 7 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

納付(納入)催告書

次の金額は、先に納付（納入）通知書で通知しましたが、まだ納付（納入）がありませんので、至急納付（納入）してください。

納 税 者	住 所 （ 所 在 地 ）	
（特別徴収義務者）	氏 名 （ 名 称 ）	
上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納税義務者（又は保証人）として納付（納入）すべき金額 円に、次の延滞金額（起算 年 月 日）及び滞納処分費 円を加えた額		
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記 の金額は、この文書の作成の日までのものです。		

第 8 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



納期限変更告知書

地方税法第 13 条の 2 第 1 項の規定により繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。

滞 納 者	住 所 (所 在 地)					
	氏 名 (名 称)					
科 目	賦 課	相 当	期 (月)	未 納 額	納 期 限	課 税 情 報 (税 備 考)
	通 知	書	番 号			
合 計						
変 更 後 の 納 期 限						
納 付 (納 入) の 場 所						
備 考						

- (教 示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 9 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 

担保権付財産に係る市税徴収通知書

地方税法第 1 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、次の徴収金額をあなたが強制換価処分により配当を受けるべき金額のうちから徴収します。

納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (所 在 地)							
			氏 名 (名 称)							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
徴 収 金 額	「地方税法第 1 4 条の 1 6 第 2 項第 1 号の金額」から「同項第 2 号の金額」を差し引いた 金額 円									
担 保 財 産 の 名 称、 数量、性質及び所在										
執 行 機 関 名										
差 押 年 月 日										
所 有 者 住 所 (所 在 地)										
所有者氏名 (名称)										
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換 価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する 費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起
することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日
から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長と
なります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経
ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある
とき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した
場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日
から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。な
お、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌
日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す
ることが認められる場合があります。

第 1 0 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 印

担保権付財産に係る市税交付要求書

地方税法第 1 4 条の 1 6 第 5 項の規定により、次の徴収金額を次の担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。

納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (所 在 地)							
			氏 名 (名 称)							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
徴 収 金 額	「地方税法第 1 4 条の 1 6 第 2 項第 1 号の金額」から「同項第 2 号の金額」を差し引いた金額 円									
交付要求に係る財産 又 は 事 件 名										
差 押 年 月 日										
所 有 者 住 所 (所 在 地)										
所有者氏名 (名称)										
担 保 権 者		住 所 (所 在 地)				氏 名 (名 称)			登 記 順 位	
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

第 1 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 

担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書

次のとおり財産を差し押さえたので、地方税法第 1 4 条の 1 7 第 2 項の規定により、通知します。

あなたがこの差押財産に有している仮登記（録）は、地方税法第 1 4 条の 1 7 第 1 項の規定に該当しますので、仮登記（録）に基づく本登記（録）がこの差押後にされても、この滞納処分については仮登記（録）に係る権利を主張できません。

納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称)							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
差 押 財 産 の 名 称										
差 押 財 産 の 数 量										
差 押 財 産 の 性 質										
差 押 財 産 の 所 在										
差 押 年 月 日										
仮 登 記 (録) 年 月 日										
仮 登 記 (録) 受 付 番 号										
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換 価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する 費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

第 1 2 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長 印

譲渡担保権付財産に係る市税納税告知書

次の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、地方税法第 1 4 条の 1 8 第 1 項の規定によりあなたから徴収する金額は、次のとおりです。

納 税 者 （特別徴収義務者）			住 所 （ 所 在 地 ）							
			氏 名 （ 名 称 ）							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
上記金額のうち徴収しようとする金額										
譲渡担保財産の名称										
譲渡担保財産の数量										
譲渡担保財産の性質										
譲渡担保財産の所在										
備考										
1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。										
2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

- (教示)
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 3 号様式（第 4 条関係）

徴収猶予申請書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）
氏 名（名 称）
個人（法人）番号
電 話 番 号

次のとおり徴収猶予を受けることを申請します。この申請が認められた場合は、次の納付計画を確実に履行します。

と 徴 収 す る 予 を 金 受 け よ う 等	税 目	年 度	期 別	通 知 書 号	税 額	督 手 数 料	延 金 滞 額	合 計
	合 計							
	猶 予 期 間							
	徴収猶予を受けようとする理由							

納 付 計 画	分 回	割 数	納 付 予 定 年 月 日		金 額	納 付 方 法 等	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	1 0						
	1 1						
	1 2						
担 保	□有り □無し						
	担保財産の詳細又は提供 できない特別な事情						
備考							

- 添付書類
□財産目録
□財産収支状況書
□収支明細書
□担保関係書類

第 1 4 号様式（第 4 条関係）

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）
氏 名（名 称）
個人（法人）番号
電 話 番 号

次のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。この申請が認められた場合は、次の納付計画を確実に履行します。

と徴収する金の額を 受けるよう	税 目	年 度	期 別	通 知 書 号	税 額	督 手 数 料	延 金 滞 額	合 計
	合 計							
	猶 予 期 間							
	延 長 期 間							
	徴収猶予の延長を受けようとする理由							

納 画	分 回	割 数	納 付 予 定 年 月 日	金 額	納 付 方 法 等
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	1 0				
	1 1				
	1 2				
担 保	□有り □無し				
	担保財産の詳細又は提供 できない特別な事情				
備 考					

- 添付書類
- 財産目録
 - 財産収支状況書
 - 収支明細書
 - 担保関係書類

第 1 5 号様式（第 4 条関係）

換価の猶予申請書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）
氏 名（名 称）
個人（法人）番号
電 話 番 号

次のとおり換価の猶予を申請します。この申請が認められた場合は、次の納付計画を確実に履行します。

と 換 価 の 猶 予 を 受 け よ う 等	税 目	年 度	期 別	通 知 書 号	税 額	督 手 数 料	延 金 滞 額	合 計
	合 計							
	猶 予 期 間							
	換価の猶予を受けようとする理由							

納 付 計 画	分 回	割 数	納 付 予 定 年 月 日		金 額	納 付 方 法 等	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	1 0						
	1 1						
	1 2						
担 保	□有り □無し						
	担保財産の詳細又は提供 できない特別な事情						
備考							

- 添付書類
□財産目録
□財産収支状況書
□収支明細書
□担保関係書類

第 1 6 号様式（第 4 条関係）

換価の猶予期間延長申請書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）
氏 名 （ 名 称 ）
個人（法人）番号
電 話 番 号

次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。この申請が認められた場合は、次の納付計画を確実に履行します。

受 換 け 価 よ う の 猶 予 と す る の 延 長 金 額 等	税 目	年 度	期 別	通 知 書 番 号	税 額	督 手 数 料	延 金 滞 額	合 計
	合 計							
	猶 予 期 間							
	延 長 期 間							
	換価の猶予の延長を 受けようとする理由							

納 画	分 割 回 数	納 付 予 定 年 月 日	金 額	納 付 方 法 等
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	1 0			
	1 1			
	1 2			
担 保	□有り □無し			
	担保財産の詳細又は提供 できない特別な事情			
備考				

- 添付書類
☐財産目録
☐財産収支状況書
☐収支明細書
☐担保関係書類

第17号様式（第4条関係）

第 年 月 号

様

香芝市長



納税義務消滅通知書

あなたの次の徴収金については、納税義務が消滅しましたので、通知します。

納 税 者 (特別徴収義務者)			住 所 (所 在 地)							
			氏 名 (名 称)							
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
備考										
1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換 価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する 費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

第 1 8 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 印

保全担保提供命令書

徴収金の徴収上必要があるので、地方税法第 1 6 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり担保の提供を命じます。

担保の内容	担保される市税	
	担保される金額	
	担 保 の 種 類	上記金額を担保するに足りるものを提出してください。なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。
担 保 の 提 供 期 限		
担保される金額の算出根拠		
備 考		

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 9 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長



保全担保に係る抵当権設定通知書

先に保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、次のとおりあなたの財産について抵当権を設定しますので、地方税法第 1 6 条の 3 第 4 項の規定により、通知します。

抵 当 権 の 内 容	担保される市税	
	担保される金額	
	担保財産の名称、数量、性質及び所在	

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 0 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長 

保全差押金額決定通知書

次のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第 1 6 条の 4 第 2 項の規定により、通知します。

保全差押金額	税 目	年 度	期 別	納 期 限	金 額
備 考					

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長 印

保全差押に係る市税交付要求書

次のとおり地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第 1 6 条の 4 第 9 項の規定により、交付要求します。

納付（納入）義務者			住 所 （ 所 在 地 ）							
			氏 名 （ 名 称 ）							
保 全 差 押 財 産	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 金 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 納 処分費	備 考
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名										
執 行 機 関 名										
差 押 年 月 日										
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

第 2 2 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長 印

保全差押に係る市税交付要求通知書

次のとおり地方団体の徴収金を確保するため、地方税法第 1 6 条の 4 第 9 項の規定により、交付要求しました。

納付（納入）義務者			住 所 （ 所 在 地 ）							
			氏 名 （ 名 称 ）							
保	税 目	年 度	期 別	納期限	税 額	加 算 額	督 促 手数料	延 滞 額	滞 納 処分費	備 考
全										
差										
押										
金										
額										
交 付 要 求 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名										
執 行 機 関 名										
差 押 年 月 日										
備考 1 「延滞金額」は、法律又は条例の規定によって計算した額です。 2 「滞納処分費」は、滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び修理等、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用で、上記の金額は、この文書の作成の日までのものです。										

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 3 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 号

様

香芝市長



還付通知書

納付（納入）義務者 氏 名 （ 名 称 ）	
--------------------------	--

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還 付 額

過誤納の詳細

科 目	年 度			通 知 書 番 号		
期別 (月)	納 付 す べ き 額	納 付 済 額	過 誤 納 額	納 付 す べ き 額	納 付 済 額	過 誤 納 額
	税 額 督 手 延 滞 金	税 額 督 手 延 滞 金	税 額 督 手 延 滞 金	税 額 督 手 延 滞 金	税 額 督 手 延 滞 金	税 額 督 手 延 滞 金
合 計						

単位：円

振込先口座

金融機関名				支 店 名	
預 金 種 目		口 座 番 号		口 座 名 義 人	

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 4 号様式（第 4 条関係）

還付金口座振込依頼書（請求書）

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）

氏 名 （ 名 称 ）

電 話 番 号

還付金は、次の預金口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名										
金 融 機 関 コ ー ド										
支 店 名										
支 店 コ ー ド										
預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）									
口 座 番 号										
ゆうちょ銀行の場合	通 帳 記 号		1					0		
	通 帳 番 号									
フ リ ガ ナ										
口 座 名 義 人										

第 2 5 号様式（第 4 条関係）

納税証明書交付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
フリガナ
氏 名
生 年 月 日
電 話 番 号

次のとおり、納税証明書の交付を申請します。

ど な た の 納 税 証 明 書 が 必 要 で す か 。	1	住 所	☐ 申請者と同じ
		フリガナ 氏 名	☐ 申請者と同じ
		生年月日	☐ 申請者と同じ
		申請者との続柄	☐ 申請者本人
		個人番号	
	2	フリガナ 氏 名	
		生年月日	
		申請者との続柄	
		個人番号	
	3	フリガナ 法 人 名	
法人番号			

税 目 の 種 類	☐ 市県民税・森林環境税（個人）	年度	各 通
	☐ 固定資産税	年度	各 通
	☐ 法人市民税	年度	各 通
	☐ 軽自動車税	年度	各 通
	☐ 完納証明	年度	各 通
使 用 目 的	☐ 金融機関への申請 ☐ 融資 ☐ 保証人 ☐ 入札 ☐ ビザ申請（For applying visa） ☐ その他（ ）		

第 2 6 号様式（第 4 条関係）



納付書（納入済通知書）

加入者名		口座記号 番号		合計金額		円
収 納 機 関 番 号		納付 番号		確認 番号		納付 区分
納期限		通知書番号		年度		期別

税額		円		円	領 収 日 付 印
		円	合計金額	円	
コ ン ビ ニ 等 収 納 用					
納付義務者名		指定期限			
		バーコード 使用期限			

取りまとめ行
取りまとめ店



納付書（原符）

加入者名
口座記号番号
税額
円
円
合計金額
円
納付義務者名
通知書番号
納期限
指定期限
領 収 日 付 印

金融機関保管・コンビニ等店舗控

※切り取らないでお出ください。



領収証書

下記のとおり徴収しました。

加入者名
口座記号番号
税額
円
円
合計金額
円
納付義務者名
通知書番号
納期限
指定期限
領 収 日 付 印

納付者保管・収入印紙不要

※切り取らないでお出ください。

第 号
年 月 日

様

香芝市長



督促状

次のとおり納期限を過ぎて未納となっていますので、督促します。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 7 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長 印

督促状

次のとおり納期限を過ぎて未納となっていますので、督促します。

住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
税 目	
年 度	
期 別	
通 知 書 番 号	
納 期 限	
税 額	
督 促 手 数 料	
延 滞 金 額	
備 考	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第28号様式 (第4条関係)

納税管理人申告書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）

氏名（名称）

個人（法人）番号

電話 番 号

次の者を納税管理人として定めましたので、申告します。

納 税 管 理 人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
税 目	☐ 市民税・県民税・森林環境税 ☐ 固定資産税	
承認書 年 月 日 香芝市長 氏 名 （ 名 称 ） 個人（法人）番号 納税義務者 の納税管理人を承認しました。		

第29号様式 (第4条関係)

様

香芝市長

印

あなたの市民税・県民税・森林環境税を次のとおり決定しましたので、通知します。

年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書

(単位：円)

賦課期日時点の氏名及び住所

	年 税 额	給 与 特 徴 税 額	年 金 特 徴 税 額	差引普通徴収税額

通知書番号			
金融機関名			
口座番号		振替方法	
口座名義人			

「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は、充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	1期分	2期分	3期分	4期分			
納期限							
一括で納める場合							
一括での納付を希望する場合は、納付金額は右記のとおりです。							

一括で納める場合

一括での納付を希望する場合は、納付金額は右記のとおりです。

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

10月から2月までの公的年金から特別徴収される月と金額

昨年度の通知書でお知らせした4月から8月までの公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金から特別徴収される額			

来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月までの公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金から特別徴収される額			

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書

所得金額等

所得控除額

2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
給 与 収 入			
公的年金等収入			
合計所得金額		控 除 合 計	
繰越損失額			
総所得金額等			

課税標準額

[illegible]

扶養親族該当区分

本人該当区分

控	老	特	同	老	16歳未満	その他	同	特	他	未成年者	特	延	募	ひとり親	勤労学生
配	配	定	老	人											
算出税額					市 民 税					県 民 税					
税額控除前所得割															
所得割額															
均等割額															
森 林 環 境 税 額															
減 免 額 ・ 免 除 額															
年税額（住民税及び森林環境税の額）															
給与・公的年金等からの特別徴収税額															
差引普通徴収税額（本年度納める額）															
控 除 不 足 額															
（ う ち 還 付 額 ）															

第 3 0 号様式（第 4 条関係）

法人設立（支店等の設置） 申告書

年 月 日

香芝市長

新たに法人を設立（支店等を設置）したので、申告します。

本 社 （ 店 ） の 所 在 地		
名 称		
法 人 番 号		
代 表 者 の 住 所		
代 表 者 の 氏 名		印
経 理 責 任 者		印
電 話 番 号		
設 立 （ 設 置 ） 年 月 日		
事 業 年 度		
資 本 の 額		
事 業 の 種 目 （ 内 容 ）		
香 芝 市 内 の 主 た る 事 業 所 の 所 在 地		
1	支 店 等 の 所 在 地	
	支 店 等 の 名 称	
	支店等の設置年月日	
2	支 店 等 の 所 在 地	
	支 店 等 の 名 称	
	支店等の設置年月日	
従 業 者 数		うち、香芝市内の従業者数
添 付 書 類		定款の写し 登記事項証明書の写し 事業所の所在地の見取図
備 考		

備考 この申告書の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに異動事項の申告をしてください。

第 3 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 印

法人市民税更正・決定通知書

法人管理番号			
法 人 名			
所 在 地			
申 告 区 分		法人税の修正・更正日	
事 業 年 度			
更正決定事由			

区 分		更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
分割基準となる従業者数（本市／総数）			
課 税 標 準 額 又 は 分 割 課 税 標 準 額			
税 率			
法 人 税 割 額			
市町村民税の特定寄附金税額控除額			
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差 引 法 人 税 割 額			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
納 付 す べ き 法 人 税 割 額		①	②
均 等 割 月 数			
納 付 す べ き 均 等 割 額		③	④
合 計 税 額 （ ① ＋ ③ ） 又 は （ ② ＋ ④ ）		⑤	⑥
この通知により納付すべき又は還付すべき（－印）税額（ ⑥ － ⑤ の 差 引 増 減 額 ）			⑦
指定納期限		⑦の内訳	法人税割額（②－①）
			均等割額（④－③）

- （教示）
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



固定資産課税台帳登録通知書

次の固定資産について、使用者であるあなたを所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しますので、香芝市税条例第 5 4 条第 4 項又は第 5 項の規定により、通知します。

1 固定資産

- (1) 種類
- (2) 所在
- (3) 地積又は床面積
- (4) 登記簿又は固定資産課税台帳に登録されている者

2 登録する理由

第 3 3 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



固定資産税（土地・家屋・償却資産）納税通知書

賦 課 年 度	
通 知 書 番 号	

区 分		固定資産税（円）	都市計画税（円）
課 税 標 準 額	土 地		
	家 屋		
	償 却 資 産		
	合 計		
税 率			
軽 減 及 び 減 免 前 税 額			
軽 減 税 額			
減 免 税 額			
年 税 額			
合 計 年 税 額			

期 別	納 期 限	納付額（円）

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
振 替 方 法	

備 考	
-----	--

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 4 号様式（第 4 条関係）

(表)

第 号

固定資産評価員証

写真

氏 名
年 月 日生

上記の者は、固定資産評価員であることを証する。

交付年月日
有効期限

年 月 日
年 月 日

香芝市長

印

6cm

9cm

(裏)

1 固定資産税の賦課徴収に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。

2 関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 本証は、この任を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第 3 5 号様式（第 4 条関係）

(表)

第 号

固定資産評価補助員証

写真

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、固定資産評価補助員であることを証する。

交付年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

香芝市長

印

9cm

6cm

(裏)

1 固定資産税の賦課徴収に関する事務を行うときは、本証を必ず携帯しなければならない。

2 関係人の請求があったときは、本証を提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 本証は、この任を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第 3 6 号様式（第 4 条関係）

固定資産現所有者申告書

年 月 日

香芝市長

住所（所在地）
氏 名 （ 名 称 ）
代 表 者 の 氏 名
個人（法人）番号
電 話 番 号

香芝市税条例第 7 4 条の 3 の規定により、次のとおり申告します。

資 産 の 表 示	土 地	所 在 及 び 地 番		地 目		地 積 (m ²)	
	家 屋	所	在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床面積 (m ²)
固 定 資 産 課 税 台 帳 上 の 所 有 者				住 所			
				氏 名			
				死亡年月日			
上 記 資 産 の 現 所 有 者	住 所 (所 在 地)		氏 名 (名 称)		持 分	固 定 資 産 課 税 台 帳 上 の 所 有 者 と の 続 柄	
備 考							

第 年 月 日

様

香芝市長



軽自動車税納税通知書

次のとおり決定しましたので、通知します。

納 税 義 務 者	
年 度	
振替対象台数	
合 計 金 額	
金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
納 期 限	
振 替 日	

通 知 書 番 号	車両番号（標識番号）	車 種	税 額
備考			

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第38号様式 (第4条関係)



軽自動車税納税通知書

加入者名
口座記号番号

通知書番号

納税義務者					
納期限		標識番号			
税額	円	車種			
	円	年度			
	円	合計金額		円	

年	月	日
---	---	---

上記の金額を納期限までに納付してください。

香芝市長

備考

領収日付印

納入者保管・収入印紙不要

第 3 9 号様式（第 4 条関係）



備考

1 標識の地の塗色は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 8 2 条第 1 号イの原動機付自転車にあつては、白色
- (2) 条例第 8 2 条第 1 号ロの原動機付自転車にあつては、薄黄色
- (3) 条例第 8 2 条第 1 号ハの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- (4) 条例第 8 2 条第 1 号ニの原動機付自転車にあつては、薄青色
- (5) 条例第 8 2 条第 2 号ロの小型特殊自動車にあつては、薄緑色

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

第40号様式（第4条関係）



備考

- 1 標識の地の塗色は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、白色
 - (2) 条例第82条第1号ロの原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (3) 条例第82条第1号ハの原動機付自転車にあつては、薄桃色
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

第 4 1 号様式（第 4 条関係）



備考

- 1 標識の地の塗色は、白色とする。
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

第 4 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

香芝市長 印

原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書

所 有 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
使 用 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
納 税 義 務 者 区 分			
標 識 番 号			
種 別			
定 置 場			
所 有 形 態			
車 名			
車 台 番 号			
型 式			
型 式 認 定 番 号			
総排気量又は定格出力		原 動 機 型 式	
長 さ		幅	
最 高 速 度		最 高 出 力	
納税義務発生年月日		年 式	
備 考			

備考 上記の車両を使用する際は、この証明書を常に携帯し、香芝市の徴税吏員の請求があった場合は、提示してください。

第 4 3 号様式（第 4 条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書

年 月 日

香芝市長

香芝市税条例第 9 0 条第 2 項の規定により軽自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。なお、減免の資格の確認のため、香芝市が公簿等により調査することに同意します。

申請者 (納税義務者)	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
	個人番号 (法人番号)			
	電話番号			
年	度	通知書番号	税額	納期限
軽自動車	車両番号又は 標識番号			
	種別	1 原動機付自転車 ☐ 一種 ☐ 二種 (☐ 甲 ☐ 乙) 2 軽自動車 ☐ 二輪 ☐ 三輪 ☐ 四輪 3 ☐ 二輪の小型自動車		
	車種			
	車名			
	使用目的	☐ 通院 ☐ 通学 ☐ 生活全般 ☐ その他 ()		
	主たる定置場			
身体 障害者等	身体障害者 等手帳	住所		
		氏名		
	納税者との続柄			
	生年月日			
	障害名			
	障害等級			
	記号番号			
	交付年月日			
運転者	住所			
	氏名			
	納税者との続柄			
	運転免許証	番号		
		免許の種類		
		免許の条件		
交付年月日				
	有効期限			
備考				

第 4 4 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 印

軽自動車税納税証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

納 税 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	
車 両 番 号		
納 税 年 月 日		
証 明 書 の 有 効 期 限		
備 考		

備考

- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合は、備考欄にその旨が記載されます。
- 3 賦課期日（4 月 1 日）後に所有者の変更があった場合は、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨が記載されます。
- 4 証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

第 4 5 号様式（第 4 条関係）

鉦産税納付申告書

年 月 日

香芝市長

香芝市税条例第 1 0 5 条の規定により、次のとおり鉦産税の納付について申告します。

納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地)			
	氏 名 (名 称)			
	個 人 番 号 (法 人 番 号)			
事業所の所在地				
事業所の名称				
営 業 種 類				
この申告に応答 する係の氏名				
この申告に応答 する電話番号				
税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額	

月 分 鉦産物価格明細書				
鉦 産 物	産 出 量	単 価	算 出 価 格	税 額
計				
参 考 事 項				

備考 事業所の所在地及び事業所の名称欄には、この申告書を提出する香芝市内の作業場を管轄する事業所について記入してください。

第 4 6 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

香芝市長 印

鉦産税更正（決定）通知書

次のとおり更正（決定）したので、地方税法第 条第 項の規定により、通知します。

年度 月分			
課税標準	更正（決定）額		
	既申告（更正・決定）額		
	増 減 額		
同上の不足税（金）額			
過怠金	過少申告加算金額 不申告加算金額	既決定額	
		更正（決定）額	
	重加算金額	既決定額	
		更正（決定）額	

備考 この更正（決定）に基づく不足税額及び過怠金額については、 年 月 日までに香芝市に納めてください。

- (教示)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の様式による書類等は、この規則による改正後の様式による書類等とみなす。
- 3 この規則による改正後の様式のうち、第5号様式、第8号様式、第23号様式、第26号様式、第29号様式、第31号様式、第33号様式、第37号様式、第38号様式、第42号様式及び第44号様式に限り、令和13年2月28日までの間、これらの様式に所要の修正を加えて使用することができる。